

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業の拡充について【参考】

1 市内生活介護事業所において日中一時受入事業を行う場合に必要な要件等

(1) 実施可能な時間帯

市内の生活介護事業所においても、日中一時受入事業を行うことができるようになります。ただし、実施可能な時間帯は、当該生活介護事業所の運営規程に定める営業時間外（※サービス提供時間ではありません）のみです。


※日中一時受入事業の報酬を算定することを目的として、生活介護事業所の運営規程上の営業時間を短縮することは認めません。

(2) 人員の基準

- ・人員は、生活介護事業所の障害福祉サービス事業者指定上の人員基準と別に算定する日中一時受入支援員を配置する必要があります。
- ・日中一時受入支援員の員数は、利用者6人につき1人以上とし、6人を超えるごとにさらに1人の日中一時受入支援員を配置する必要があります。

【日中一時受入事業を実施できる時間帯と人員の基準（参考）】

8時	9時	17時	20時
日中一時 受入事業所	【生活介護事業所】 営業時間：9時～17時 サービス提供時間（10時～16時）	日中一時 受入事業所	
日中一時 受入支援員	生活介護従業者としての勤務時間	日中一時 受入支援員	

※  : 日中一時受入事業の実施時間かつ日中一時受入支援員としての勤務時間

【勤務管理上の注意】

- ※日中一時受入支援員の員数は、生活介護事業所の人員の員数に含んではいけません。
- ※生活介護事業所の体制届（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（予定・実績表）」の提出の際や、日頃の勤務管理にあたっては、生活介護事業所の職員と日中一時受入支援員必ず切り分けて管理して下さい。
(なお、令和2年4月に提出済みの体制届については、変更の必要はありません。)

(3) 設備の基準

- ・設備は、生活介護事業所の指定上の設備基準を満たす必要があります。

(4) 報酬の請求

- ・生活介護事業所で日中一時受入事業を行った場合は、障害福祉サービスの報酬である「延長支援加算」は算定できません。

2 同一敷地内連続利用について

- ・日中一時受入事業所と同一敷地内にある日中活動系事業所（障害児通所支援事業所を除く。）を利用する者が、同一日に当該日中一時受入事業所を利用すること（同一敷地内連続利用）を可能とします。
- ・ただし、当該日中活動系事業所の営業時間外に限ります。また、障害児通所支援事業所を利用する者が同一敷地内の日中一時受入事業所を利用することは、従前どおり認められません。
- ・同一敷地内連続利用があった場合は、該当する利用者に係る「日中一時受入事業提供実績記録票」（要領第3号様式）に記録する必要があります。

【日中活動系事業所と日中一時受入事業所の併給関係一覧】

区 分			障害児（者）日中一時受入事業の実施場所（実施施設等）			
			【短期入所】		【生活介護（※1）】	
			敷地外	同一敷地（※2）	敷地外	同一敷地
日中活動系サービス事業所	障害福祉サービス事業所	生活介護	○	×→△	×→△	×→△
		自立訓練	○	×→△	×→△	×→△
		就労移行支援	○	×→△	×→△	×→△
		就労継続支援	○	×→△	×→△	×→△
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	○	×→△	×→△	×→△
	障害児通所支援	児童発達支援	○	×	×	×
		医療型児童発達支援	○	×	×	×
		放課後等デイサービス	○	×	×	×

（※1）市内の生活介護事業所で、当該生活介護事業所の運営規定上の営業時間外のみ実施可能とする。

（※2）左記日中活動系サービス事業所の営業時間外のみ利用可とする。

3 事業者の登録期間の自動更新化

- ・日中一時受入事業者の登録期間は、短期入所事業所又は生活介護事業所に係る指定期間に準ずるものとし、指定期間が更新された場合は、日中一時受入事業者の登録期間も自動更新することとします。
 - ・この場合、変更等届出書の提出は不要とします。
- ※登録期間は自動更新となりますが、事業所の名称、所在地等の登録内容に変更が生じた場合は、変更等届出書により速やかに届出て下さい。

4 令和2年4月30日現在において登録を受けている事業所について

- 既に日中一時受入事業を行っている短期入所事業所、医療法人あいち診療会「あいち診療所滝の水憩の学校」及び社会福祉法人あさみどりの会「わらび福祉園」については、引き続き、現行の登録内容において事業の実施が可能です。
- ・ただし、登録内容の見直し等を行っていますので、再登録を行っていただきますようご協力をお願いいたします（通知文参照）。